

## 説 明 資 料 2

○ 次世代育成支援対策強化の方向	1
○ 社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費	2
○ 機能別社会保障給付費の構成割合の国際比較	3
○ ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担	4
○ モデル世帯でみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担	5
○ 子育て支援関連施策を取り巻く問題状況	6
○ 社会保障などの分野における最も重要な課題	7
○ 子育て支援関連給付の財源について	8
○ 児童手当に本人拠出を導入するとの考え方について	9
○ 児童手当に係る事業主負担の考え方	10
○ 社会保障の給付と負担の国際比較	11
○ 被用者の社会保険料率の国際比較	12
○ 家計支出の将来見通し（勤労者世帯平均）	13
○ 次世代育成支援関連給付の将来イメージ	14
○ 子育て支援関連給付の財政スキームに関する議論の状況	15
○ 社会保険制度における次世代育成支援対策の現状	18
○ 少子化が年金制度に与える財政影響	19

# 次世代育成支援対策強化の方向

## 〔基本的な視点〕

- 少子化への対応の視点
  - ・「夫婦の出生力そのものの低下」
  - ・高齢者給付とのバランス

- 子どもの健全育成の視点
- 親の育児負担の軽減の視点
- 「家庭や地域の子育て力の低下」

## 〔子育て支援関連給付の課題〕

- 地域子育て支援
- 保育
- 児童手当
- 育児の孤立化など専業主婦等の育児負担(特に低年齢児)
- 待機児童の存在
- 認可外保育施設と認可保育所との格差
- 保育と育児休業の連携
- 保育所利用者と非利用者との公平
- 若年子育て世帯の経済状況
- 企業の扶養手当の縮小、年功序列賃金の見直し

子育て支援関連施策の再編・拡充

## 社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費

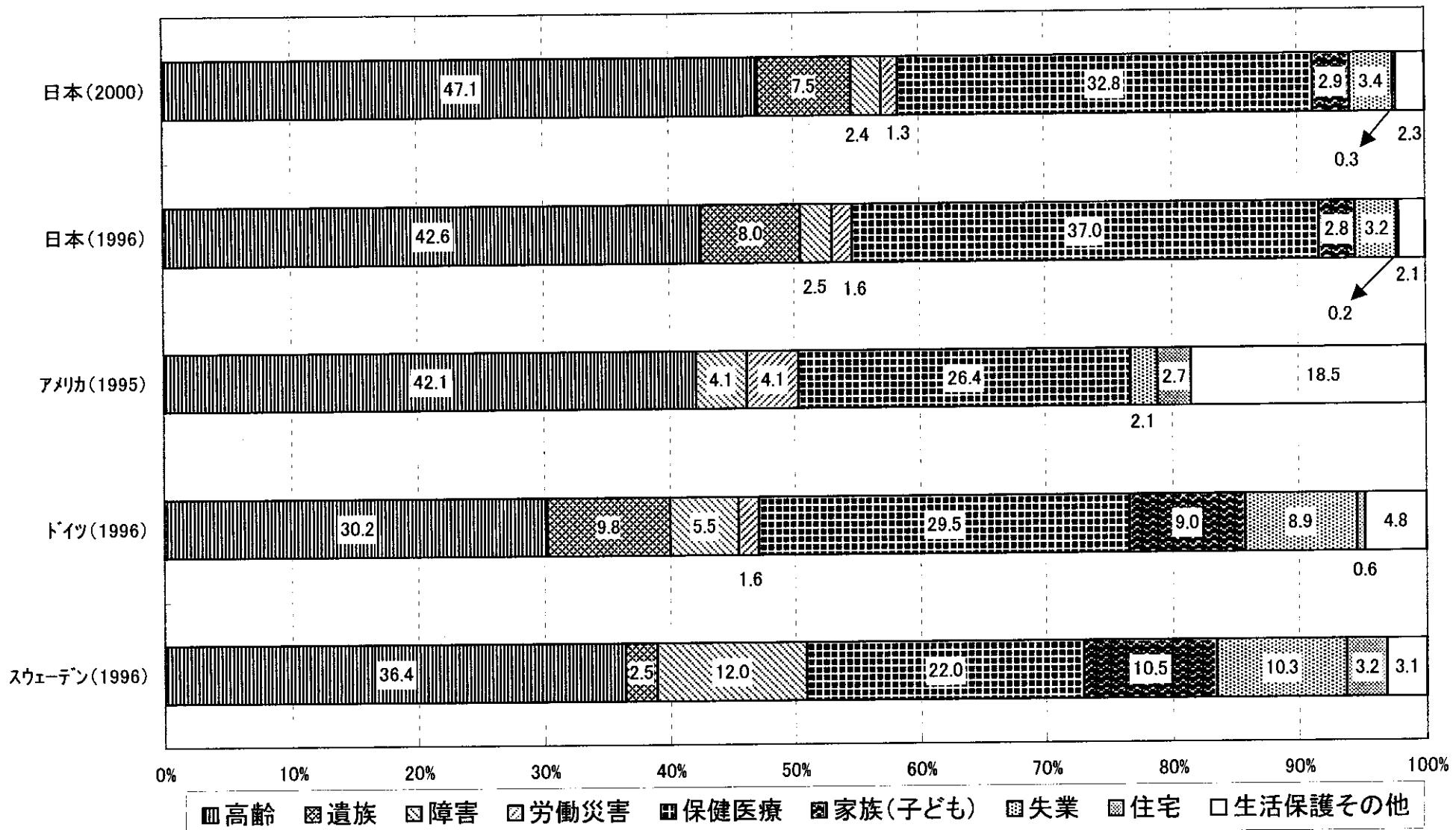
社会保障給付費	高齢者関係給付費	児童・家族関係給付費	
		給付費に 占める割合	給付費に 占める割合
78兆1,272億円	53兆1,982億円	68.1%	2兆7,419億円 3.5%

※数字は平成12(2000)年度

(注) 高齢者関係給付費:年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢者雇用継続給付費

児童・家族関係給付費:医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等

## 機能別社会保障給付費の構成割合の国際比較



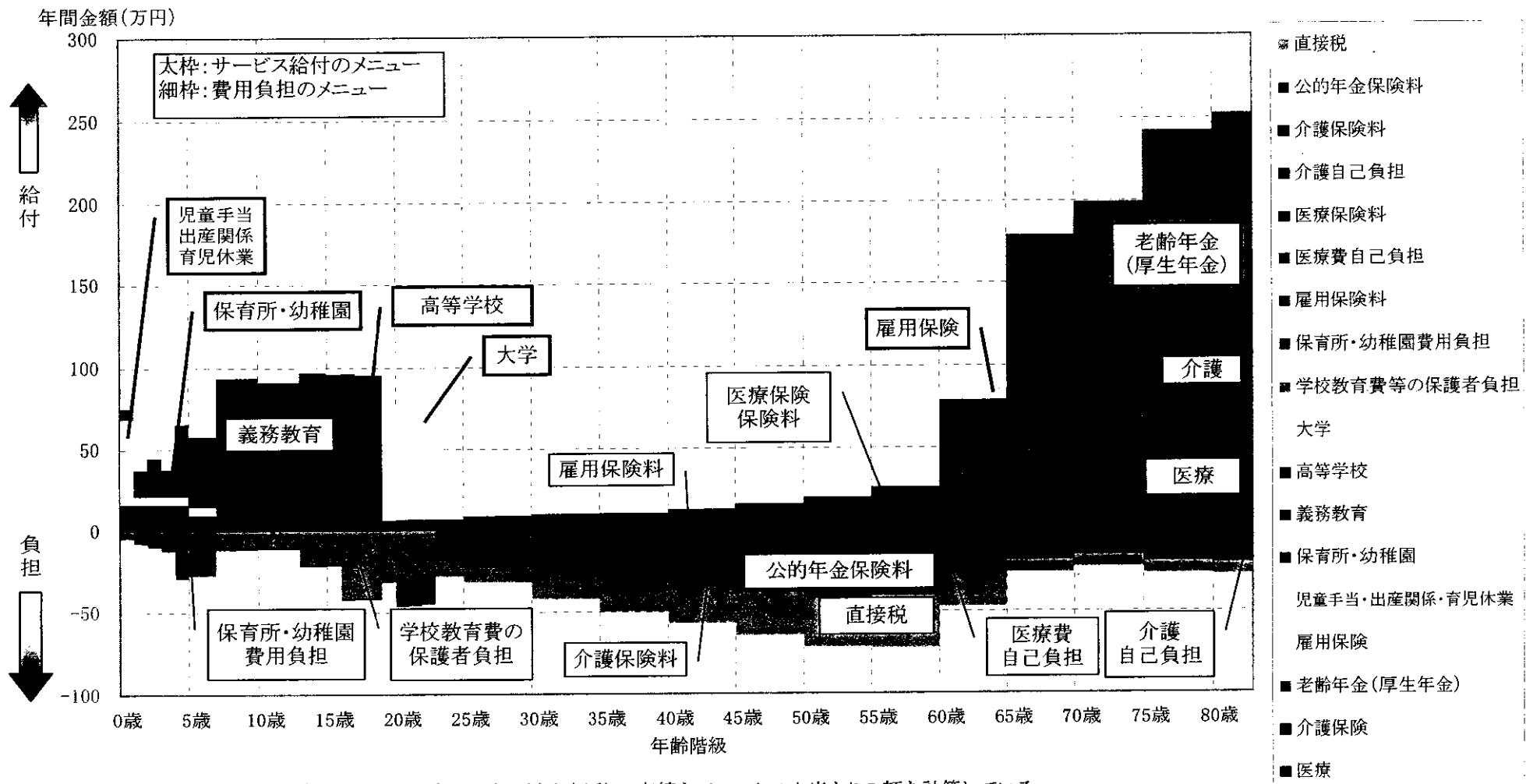
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

(注)アメリカは、「遺族」が「高齢」に含まれる。

スウェーデンは、「労働災害」が「障害」に含まれる。

## ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担

- 給付面では、ライフサイクルに応じて一定の給付があるが、特に高齢期に手厚い。
- 負担面では、就労期に所得の増大とともに、社会保険料・税(直接税)などの負担が増大。



## モデル世帯でみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担

(モデル)夫29歳、妻27歳で結婚し、妻が28歳、31歳の時にそれぞれ出産した場合の世帯のモデルとする。子どもの学歴は進学率に対して平均的であるものとし、また、就業形態は平均的な勤労者世帯であるものとする。

30歳代前半  
(幼児2人の平均的な勤労者世帯)  
(万円／月額)

給付合計額 8. 2

社会保険及び  
保育・教育等  
に係る給付

医療・保育等  
5. 7  
(うち自己負担1. 6)

+

児童手当等

2. 5

負担

社会保険料	4. 2
雇用保険料	2. 2
医療・保育等自己負担	1. 6

負担合計額 8. 0

40歳代後半  
(中高生の子ども2人の平均的な勤労者世帯)  
給付合計額 18. 6

医療・教育等  
18. 2  
(うち自己負担5. 6)

+

雇用保険給付	0. 4
社会保険料	5. 8
雇用保険料	4. 2
医療・教育等自己負担	5. 6

負担合計額 15. 6

70歳代前半  
(高齢夫婦無職世帯)  
給付合計額 32. 5

医療・介護等  
10. 6  
(うち自己負担1. 0)

+

年 金  
22. 0

社会保険料	1. 8
雇用保険料	1. 3
医療・介護等自己負担	1. 0

負担合計額 4. 1

(注)1. 「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担」をモデル世帯ごとに当てはめたもの  
2. 税により賄われる公的サービスは幅広いが、ここでは社会保険及び保育・教育等に係る給付に限った

# 子育て支援関連施策を取り巻く問題状況

## 環境の変化

○家庭の子育て力の低下  
(6歳未満の子がいる世帯のうち  
核家族世帯の割合)  
(1970年)66. 9%  
→(2000年)78. 6%

○女性就労の増加  
(女性(30~34歳)の労働力  
率)  
(1975年)43. 9%  
→(2002年)60. 3%

○「乳幼児の世話をしたこ  
とがよくあった」者の割  
合  
(1981年)20%  
→(2000年)12%

## ○子育てコストの増加

- ・消費支出に占める子育て関連費の割合 (1969年)8. 0%→(1999年)14. 1%
- ・大学卒業までの子育てコスト(2000年) 2, 100万円~2, 900万円

## 子どもの育成

○児童虐待件数  
(1990年度)1, 101件  
→(2001年度)23, 274件  
(21. 1倍)

## 親の育児負担

○「イライラすることが多い」  
(1981年)10. 8%→(2000年)30. 1%  
○「育児の自信がなくなる」  
共働きの母親 46. 7% < 専業主婦70. 0%

## 少子化の進行

○出生児数 (2000年)120万人 → (2050年)67万人  
○合計特殊出生率の見通し (2050年)1. 39(中位推計)  
○理想子ど�数と出生児数 (平均出生児数)2. 21 < (理想子ど�数)2. 53

## 社会保障などの分野における最も重要な課題

少子高齢社会への対応として、社会保障などの分野において、日本にとって最も重要な課題となるのはどのようなことだと思うか

	平成10年3月	平成15年2月
① 安心して医療が受けられる体制の整備	60. 5%	→ 61. 6%
② 老後の生活に必要な年金など所得保障の確保	71. 6%	→ 55. 4% (減)
③ 高齢者の介護施設・介護サービスの確保	55. 4%	→ 48. 3% (減)
④ 育児・出生対策など次世代の育成の支援	<u>10. 9%</u>	→ <u>20. 9% (増)</u>
⑤ 高齢者の雇用の確保	17. 0%	→ 19. 8% (増)
⑥ 高齢者の健康管理	17. 0%	→ 17. 5%
⑦ 高齢者の生きがい増進	17. 2%	→ 15. 1% (減)

(注)3つまでの複数回答、上位7項目

(出典)「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年4月内閣府)

# 子育て支援関連給付の財源について

	公的支援の考え方 [根拠]	費用構造	近年の状況
保育	就労等で保育に欠ける子の養育の保障 (児童福祉) [児童福祉法]	公費 (9, 031億円) [国1/2、地方1/2]	対象者の増加、低所得世帯から一般世帯への拡大 (入所児童数)S45:104万人→H14:188万人 (所得税課税世帯)S45:31. 0%→H9:74. 1%
児童手当	児童養育家庭の所得保障、児童福祉の増進 [児童手当法]	事業主、公費 (4, 370億円) [3歳未満・被用者]事業主7/10、国2/10、地方1/10 [3歳未満・非被用者]国2/3、地方1/3 [3歳以上]国2/3、地方1/3	対象者の範囲の拡大 (対象年齢)H12:3歳未満から義務教育就学前まで引上げ (所得制限)H13:85%支給へ引上げ
地域子育て支援事業	子どもの健全育成と親の育児負担の軽減 [予算]	事業主・公費 (617億円) [事業により負担割合相違(事業主186億円、国40億円、地方391億円)]	専業主婦世帯を含むすべての子育て家庭を対象に近年創設・拡充 (H2:一時保育開始)
育児休業給付	仕事と家庭の両立支援、職業生活の円滑な継続の援助、促進 [雇用保険法]	保険料、国費 (778億円) [保険料(労使折半)7/8、国1/8]	受給者の増加、給付改善 (H13年:給付率25%→40%)
出産育児一時金	出産に伴う経済的負担の補填 [医療保険各法]	保険料 (3, 140億円) [国保組合について一部補助あり]	
児童扶養手当	母子家庭等の所得保障、児童福祉の増進[児童扶養手当法]	公費 (3, 410億円) [国4/3、地方1/4(S60以降)]	給付の適正化 (H15改正)受給期間5年超の場合の減額等

## 児童手当に本人拠出を導入するとの考え方について

### ○児童手当懇談会報告（昭和43年12月）

被用者に対する児童手当の場合・・・この財源は、原則として事業主が負担すべきものである。もっとも、そのごく一部を、社会連帯の意味をこめ、被用者に分担させることも考えられる。・・・被用者以外の者に対する児童手当の場合・・・これらの者が負担するのが原則であり、拠出制の児童手当制度を創設することをめざすべきである。

### ○児童手当審議会中間答申（昭和45年9月）

被用者に対する児童手当の財源は、事業主の拠出及び国の負担による。被用者以外の者に対する児童手当の財源は、被用者以外の者のうち一定限度以上の所得を有するものの拠出及び公費の負担による。

### ○中央児童福祉審議会意見具申（昭和55年9月）

児童は、今後の高齢化社会を支えていく「社会の子」であり、・・・社会の構成員たる企業と家族がこぞって応分の負担をすることが望ましい。具体的には、租税、事業主拠出金のほか、自営業者、農民等からの拠出が考えられる。

### ○児童手当制度基本問題研究会報告書（平成元年7月）

有子家庭と無子家庭の負担の公平に配慮するとともに、女性の社会進出や就労と出産・子育ての両立を支援する制度という方向を明確にしていくために、国・地方公共団体や事業主だけでなく、新たに被用者本人に負担を求めていくことも一つの検討の方向である。なお、自営業者等の負担のあり方や給付のあり方については、別途検討する必要がある。